

○ 職種と生年月日に応じた支給開始年齢表(抄)

職種		60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
特定警察職員	一般職員	特別支給の老齢厚生年金				本来支給の老齢厚生年金	
生年月日							
昭和30年4月2日 ～昭和34年4月1日	/						老齡基礎年金
							加給年金
							報酬比例部分
							報酬比例部分
							経過的職域加算額
昭和34年4月2日 ～昭和36年4月1日	/						経過的職域加算額
							退職年金(退職等年金給付)
							老齡基礎年金
							加給年金
							報酬比例部分
昭和36年4月2日 ～昭和38年4月1日	昭和30年4月2日 ～昭和32年4月1日						報酬比例部分
							報酬比例部分
							経過的職域加算額
							経過的職域加算額
							退職年金(退職等年金給付)
昭和38年4月2日 ～昭和40年4月1日	昭和32年4月2日 ～昭和34年4月1日						老齡基礎年金
							加給年金
							報酬比例部分
							報酬比例部分
							経過的職域加算額
昭和40年4月2日 ～昭和42年4月1日	昭和34年4月2日 ～昭和36年4月1日						経過的職域加算額
							退職年金(退職等年金給付)
							老齡基礎年金
							加給年金
							報酬比例部分
昭和42年4月2日～	昭和36年4月2日～						報酬比例部分
							経過的職域加算額
							経過的職域加算額
							退職年金(退職等年金給付)
							老齡基礎年金

○平成27年9月までの在職期間を有する方は、その期間に応じた経過的職域加算額が支給されます。

○平成27年10月以降の在職期間を有する方は、退職等年金給付(年金払い退職給付)制度による退職年金が支給されます。